

港湾審議会第153回計画部会資料

津松阪港港湾計画書

—改訂—

平成7年3月

津松阪港港湾管理者

本計画書は、昭和56年8月港湾審議会第95回計画部会の議を経、その後の変更については昭和61年6月同第114回計画部会の議を経た津松阪港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I.	港湾計画の方針	1
II.	港湾の能力	3
III.	港湾施設の規模及び配置	4
1.	公共ふ頭計画	4
2.	旅客船ふ頭計画	6
3.	専用ふ頭計画	6
4.	水域施設計画	6
5.	外郭施設計画	7
6.	小型船だまり計画	8
7.	マリーナ計画	11
8.	臨港交通施設計画	12
IV.	港湾の環境の整備及び保全	13
1.	港湾環境整備施設計画	13
V.	土地造成及び土地利用計画	14
VI.	その他	16
1.	大規模地震対策施設計画	16

I. 港湾計画の方針

津松阪港は、伊勢湾西海岸の中央部に位置し、近年においては臨海部への企業立地が進み、中南勢地域の物流の拠点として、また、地域開発の拠点として重要な役割を果たすため、昭和46年3月に津、松阪両港を合併、同年4月に重要港湾に指定されている。

現在では、セメント、砂・砂利、金属類等の内貿貨物を中心とする中南勢地域の流通拠点としての役割を果たしており、平成5年の港湾取扱貨物量は外貿7万トン、内貿176万トン、合計183万トンに達している。

本港の背後圏である中南勢地域は、三重県の行政、商業の中心として発展してきており、平成5年には津市、松阪市を中心とする3市12町3村が津・松阪地方拠点都市地域に指定されている。今後は、恵まれた自然環境や中京と阪神の両地域の至近に位置するという地理的優位性を生かし、第二名神自動車道、伊勢自動車道等の交通体系の整備等により、三重県における交流、産業、文化の中核圏域として大きく発展することが期待されている。

このため、本港には、背後圏の発展に伴う物流需要の増大、輸送形態の変化に対応する物流機能の強化・充実をはじめ、中南勢地域の産業基盤の拡充を図ることが要請されている。また、本港の豊かな自然環境の保全、海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成、安全かつ快適な海洋性レクリエーション活動の場の確保等、多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、以下の方針のもとに、おおむね平成17年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 中南勢地域を背後圏とする物流拠点として、周辺港湾との機能分担を図りつつ、物流需要の増大、物流の近代化に対応するため、物流機能の強化・充実を図る。特に、吹井ノ浦沖地区においては新たに内外貿機能の展開を図り、複合輸送体系への対応等高度な物流体系に対応できる物流空間の形成を図る。

- 2) クルージング需要及び海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、賑わいと潤いのある空間形成を図るため、旅客船ふ頭、マリーナを中心とするレクリエーション基地を整備する。
- 3) 港湾における自然環境の保全と快適な環境の創出を図るため、臨海部の特性を生かした親水空間の確保及び地域住民等の交流に配慮した緑地、人工海浜等を整備するとともに、吹井ノ浦沖地区は自然海岸を保全した沖合人工島として整備する。
- 4) 中南勢地域の産業発展に資するための工業用地の確保、漁船、遊漁船、ポートサービス船等の適正な収容を図るための小型船だまりの整備、及び、港湾における円滑な交通を確保するための臨港道路の整備を図る。
- 5) 効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域 500ha と水域 6,100ha からなる港湾空間を以下のように利用する。
 - ① 伊倉津地区、大口地区、吹井ノ浦沖地区東部は、物流関連ゾーンとする。
 - ② 賢崎地区は、交流拠点ゾーンとする。
 - ③ 吹井ノ浦沖地区西部は、生産ゾーンとする。
 - ④ 賢崎地区南部及び吹井ノ浦沖地区南部は、緑地レクリエーションゾーンとする。

II. 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱 貨物 量	外 貿	100万トン
	内 貿	310万トン
	合 計	410万トン
入港最大標準船型		35万D/W級
港 湾 利 用 者 数	旅客施設利用者	10万人
	緑地利用者	140万人
	マリーナ利用者	20万人

III. 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1. 公共ふ頭計画

1-1 伊倉津地区

ふ頭用地の不足に対処するとともに、その他鉱產品等の外貿貨物、砂・砂利・石材、セメント等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

10,000D/W級 水深 10m 岸壁 2バース 延長 340m

5,000D/W級 水深 7.5m 岸壁 1バース 延長 130m

ふ頭用地 9ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴い、次の公共ふ頭を廃止する。

既設

6,000D/W級 水深 8m ドルフィン 1バース(専用)

3,000D/W級 水深 7m ドルフィン 1バース(専用)

2,000D/W級 水深 6m ドルフィン 1バース(専用)

2,000D/W級 水深 5.5m 岸壁 1バース 延長 90m

700D/W級 水深 4.5m 岸壁 1バース 延長 60m

物揚場 水深 3.5m 延長 30m

1-2 大口地区

金属類の外貿貨物、セメント、砂・砂利・石材、その他鉱產品等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

5,000D/W級	水深 7.5m	岸壁 2バース	延長 260m
2,000D/W級	水深 5.5m	岸壁 3バース	延長 300m
(うち90m既設)			

ふ頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、これに伴い、次の公共ふ頭を廃止するとともに、公共ふ頭計画を削除する。

既設	700D/W級	水深 4.5m	岸壁 5バース	延長 280m
	既定計画	700D/W級	水深 4.5m	岸壁 5バース

1-3 新大口地区

次の公共ふ頭計画を削除する。

既定計画	15,000D/W級	水深 10m	岸壁 1バース	延長 185m
	5,000D/W級	水深 7.5m	岸壁 1バース	延長 130m
	2,000D/W級	水深 5.5m	岸壁 3バース	延長 270m
ふ頭用地	18ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)		

1-4 吹井ノ浦沖地区

その他化学工業品、林產品、その他鉱產品等の外貿貨物、その他化学工業品、ユニットロード貨物等の内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

30,000D/W級	水深 12m	岸壁 3バース	延長 720m
15,000G/T級	水深 10m	岸壁 1バース	延長 240m
ふ頭用地	20ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	

2. 旅客船ふ頭計画

にえざき
贊崎地区

クルージング需要の増大に対応するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

15,000G/T級 水深 7.5m 岸壁1バース 延長 220m(公共)
ふ頭用地 5ha (旅客施設用地等)

3. 専用ふ頭計画

いぐらづ
伊倉津地区

官公庁船のため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

1,000D/W級 水深 5m 岸壁1バース 延長 80m

4. 水域施設計画

係留施設の計画に対応し、航路及び泊地を次のとおり計画する。

4-1 航路

次の航路計画を削除する。

〔既定計画
新大口地区 新大口航路 15,000D/W級 水深10m 幅員250m〕

4-2 泊地

にえざき
贊崎地区 水深 7.5m 面積 10ha
いぐらづ
伊倉津地区 水深 10m 面積 25ha

なお、これに伴い、伊倉津防波堤570mを撤去する。

おおくち
大口地区 水深 5.5~7.5m 面積 7ha
ふきいのうらおき
吹井ノ浦沖地区 水深 12m 面積 7ha

次の泊地計画を削除する。

〔既定計画
新大口地区 水深 10m 面積 23ha
水深 7.5m 面積 7ha
水深 5.5m 面積 2ha〕

5. 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

5-1 防波堤

贊崎地区	東第1防波堤	延長	750m
伊倉津地区	北防波堤	延長	500m
吹井ノ浦沖地区	西第1防波堤	延長	200m
	東防波堤	延長	1,000m

次の防波堤計画を削除する。

既定計画 新大口地区	外防波堤	延長	1,000m
	新大口防波堤	延長	300m

5-2 導流堤

次の導流堤計画を削除する。

既定計画 松名瀬地区	導流堤	延長	400m

6. 小型船だまり計画

プレジャー・ボート、官公庁船、ポートサービス船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

6-1 贊崎地区

泊地	水深	4.5m	面積	2ha
岸壁	水深	4.5m	延長	90m
東第2防波堤			延長	70m

6-2 新堀地区

物揚場	水深	1m	延長	70m
ふ頭用地			面積	1ha

6-3 伊倉津地区

航路	水深	2m	幅員	25m
泊地	水深	2m	面積	1ha
物揚場	水深	2m	延長	45m
物揚場	水深	1m	延長	200m
船揚場			延長	15m
ふ頭用地			面積	1ha

既定計画

航路	水深	2m	幅員	25m
泊地	水深	1~2m	面積	2ha
防波堤			延長	150m
物揚場	水深	2m	延長	50m
物揚場	水深	1m	延長	170m
船揚場			延長	20m
ふ頭用地			面積	1ha

6-4 三雲地区

航路	水深	1m	幅員	15m
泊地	水深	1m	面積	2ha
西防波堤			延長	105m
東防波堤			延長	115m
物揚場	水深	1m	延長	205m
船揚場			延長	10m
ふ頭用地			面積	1ha
既定計画				
泊地	水深	1m	面積	1ha
防波堤			延長	165m
導流堤			延長	100m
物揚場	水深	1m	延長	130m
船揚場			延長	10m
ふ頭用地			面積	1ha

6-5 吹井ノ浦沖地区

西第2防波堤			延長	100m
南防波堤			延長	220m
岸壁	水深	4.5m	延長	215m
物揚場	水深	3.5m	延長	90m
ふ頭用地			面積	1ha

6-6 松名瀬地区

既定計画どおりとする。

既定計画				
防砂堤			延長	520m
航路	水深	1m	幅員	15m
なお、これに伴い、防砂堤延長250mを撤去する。				

6-7 東黒部地区

既定計画どおりとする。

既定計画				
航路	水深	1m	幅員	15m
防砂堤			延長	345m
なお、これに伴い、防砂堤150mを撤去する。				

6-8 江戸橋地区

次の小型船だまり計画を削除する。

既定計画				
航路	水深	1m	幅員	15m
泊地	水深	1m	面積	1ha
物揚場	水深	1m	延長	60m
船揚場			延長	10m
ふ頭用地			面積	1ha

6-9 阿漕浦地区

次の小型船だまり計画を削除する。

既定計画				
船揚場			延長	5m

7. マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

7-1 賢崎地区

泊地	水深	3m	面積	5ha
中防波堤			延長	260m
南防波堤			延長	570m
小型さん橋				7基
レクリエーション施設用地			面積	5ha

7-2 阿漕浦地区

次のマリーナ計画を削除する。

既定計画				
物揚場	水深	3m	延長	80m

8. 臨港交通施設計画

ふ頭用地における交通の円滑化を図るとともに、ふ頭用地と背後地域を結ぶため臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

臨港道路 贊崎線	起点 贊崎地区旅客船ふ頭 終点 市道津新地海岸線 4車線
臨港道路 伊倉津2号線	起点 伊倉津地区公共ふ頭 終点 臨港道路伊倉津1号線 2車線
臨港道路 吹井ノ浦ふ頭線	起点 吹井ノ浦沖地区公共ふ頭 終点 市道大平尾東黒部線 4車線
臨港道路 マリーナ連絡線	起点 贊崎マリーナ 終点 阿漕浦マリーナ 歩道

以下の臨港交通施設計画を削除する。

道路

臨港道路 伊倉津線	起点 伊倉津地区 終点 市道藤水雲出線 2車線
臨港道路 大口線	起点 大口地区 終点 新大口地区 2車線
臨港道路 浦新田線	起点 大口地区 終点 浦新田地区 2車線

IV. 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1. 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、海浜、緑地を次のとおり計画する。

賛崎地区	海浜	延長	950m
伊倉津地区	緑地	6ha	
吹井ノ浦沖地区	緑地	5ha	
大口地区	緑地	12ha	
松名瀬地区	緑地	1ha	

既定計画		
大口地区	緑地	1ha
松名瀬地区	緑地	12ha
新大口地区	緑地	4ha

V. 土地造成及び土地利用計画

港湾施設等の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位: ha)

地区名	用途	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	レクリエーション施設用地	合計
江戸橋地区		1						1
贊崎地区	(5) 5				(2) 2	(6) 6	(17) 17	(31) (31)
新堀地区	(1) 1							(1) 1
阿漕浦地区		1			1	1	3	5
伊倉津地区	(9) 12	(11) 12		238	(2) 8	(5) 5		(28) 274
三雲地区	(1) 1							(1) 1
大口地区	(3) 10	6	56	2		1		(3) 75
高町地区		1			1			1
浦新田地区		1						1
松名瀬地区		1				12		12
東黒部地区		1						1
吹井ノ浦沖地区	(22) 22	(17) 17	(36) 36	(3) 3	(12) 12			(89) 90
合 計	(40) 53	(29) 36	(36) 330	(7) 16	(23) 37	(17) 20		(151) 491

注1 () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位:ha)

地区名	用途	ふ頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	クリエーション施設用地	合計
江戸橋地区	(1) 1							(1) 1
新堀地区	1							1
阿漕浦地区	1				1	1	3	5
伊倉津地区	(1) 1	2	239	5				(1) 247
三雲地区	(1) 1							(1) 1
大口地区	(1) 8	6	56	2	1			(1) 73
新大口地区	(18) 18				(4) 4			(22) 22
高町地区	1			1				1
浦新田地区	1		(13) 13					(13) 14
松名瀬地区	1				12			12
東黒部地区	1							1
合 計	(20) 31	8	(13) 308	8	(4) 18	3		(37) 375

注1 () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 本表は、現在の土地利用計画の表記方式に沿って作成したものである。

VI. その他

1. 大規模地震対策施設計画

今回計画している旅客船ふ頭のうち、以下の岸壁の耐震性を強化し、大規模地震が発生した場合において住民の避難、物資の緊急輸送等に供するものとする。

にえざき
贊崎地区

水深 7.5m 岸壁 1バース 延長 220m